

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和5年10月20日（金）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

- 1 「公務員の給与改定に関する取扱いについて（案）」については、案のとおり決定した。
- 2 「内閣官房長官談話」については、案のとおり決定した。

各大臣意見：

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、人材確保や職員全体の適正な処遇の確保の観点からも、勧告どおり改定する方針を決定し、早期に実施することが適当である。なお、報告文で示された人材確保等のための今後の給与制度の整備については、今後の人事院における検討を注視してまいりたい。
- ・ 一般職の国家公務員の勤務時間については、人事院勧告どおり、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大することが適当である。
- ・ 特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当である。

○鈴木財務大臣

現在の財政は極めて厳しい状況にありますが、①人事院勧告制度の趣旨、②現在の経済政策の方向性、等を勘案し、国家公務員の人材確保が喫緊の課題であることも踏まえ、若年層に重点を置いた今回の勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○鈴木総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであると考えます。
- ・ また、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○武見厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- 本年の人事院勧告は、「成長と分配の好循環」として実現しつつある民間企業における賃上げの動きに整合的であると認識しています。
- また、人事院勧告の趣旨を尊重するとの基本的立場も踏まえると、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切と考えます。

以 上